

小作争議調査表

No. 107

(昭和八年十月分)

財団法人 協調會 福岡出張所

| 場 所 | 關 係 人 員 | 地 主 關 係 團 体 | 原 因 | 事 要 項 求 | 經 過 |
|-------------|-------------------------|--------------|---|---------|---|
| 三井物産株式會社 高橋 | 地主 棚本米造 小作人 小松亮太郎外二人 | 小作人 關係團體 | 地主が最近経営状態悪化の事あり所有地を売却し計画に小作人の上地を還上するに 拘係と申請したるに因る。 | 土地を還上せよ | 八月廿九日小作人官紳を通じて及七百兼位に購入方を交渉し之に小作人は及四百兩を主張し 續き 太田正太郎 九月十日 掛紙場にて一回 調停表を各々正副准一各五種 九月廿五日 一回 調停 小作人及五百五十兩 地主は七百五十兩にて兼併相立協定 十月八日 一回 調停 結果 地主は七百五十兩にて兼併相立協定 |
| 發 生 終 熄 | 關 係 地 種 類 面 積 | 關 係 團 体 | | | |
| 昭和九年八月廿七日 | 田 六反六歩 畑 二反八畝廿九歩 | 小作人 關係團體 | | | |
| | | 日農九州同盟會 高橋支部 | | | |

(月報番號第一三八號)

結 果

一 引継ぎ小作せしむること
二 本年度小作料百四十兩(三斗由申)とし納入日初五年 日弄日迄とす
三 滞賦未三石三斗八升は昭和十年 十一年 度迄に完納すること
四 地主の承諾を以て他人に貸付するを得ず
五 以上の理由を以て交渉したるは土地を還上小作料を全納すること
六 小作料 減額を録入す十月十日迄地主に納付し調停を仰ぐこと

備 考